

**令和7年度かごしま農山漁村発イノベーション推進事業
6次産業化事業者等スキルアップ支援業務委託 企画提案募集要領**

1 公募の目的

農山漁村のあらゆる地域資源を活用した取組を実施する6次産業化事業者，県産農林水産物を活用する食品加工事業者（以下「6次産業化事業者等」という。）の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援するため，デジタル技術を活用したマーケティングや展示・商談会展等に必要な知見を学べる人材育成研修会及び個別相談会を行うとともに，県内商談会や，県内外での販売機会の提供を通じて，商品の販路開拓やブラッシュアップ等を支援する。

また，農業者や食品加工事業者が交流できる産地交流会を行う。

2 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

3 業務を担当する部局の名称及び問合せ先

担 当：鹿児島県 農政部 農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室
6次産業化支援係 池田，松田

住 所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話：099-286-3179

F A X：099-286-5587

E-mail：6jika@pref.kagoshima.lg.jp

4 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき，手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし，鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 暴力団等を構成員に含まない，また，暴力団等と取引がないこと。
- (5) 都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

5 企画提案の募集期間

令和7年4月28日（月）～令和7年5月21日（水）

6 質問の受付及び回答

本企画提案競技に関して質問事項があるときは、質問書（様式3号）を提出し、回答を受けることができる。なお、電話、来訪等による質問は受け付けない。

- (1) 提出場所
3に同じ
- (2) 提出方法
電子メールにより提出すること。
※電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。
- (3) 提出期限
令和7年5月12日（月）午後5時必着
- (4) 回答
質問書の回答は、提案書を提出した者全てに電子メールにて回答する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 応募書（様式1）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 費用見積書（任意様式）
 - エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
 - オ 誓約書及び役員等名簿（様式2）
- (2) 提出期限
令和7年5月21日（水）午後5時必着
- (3) 提出部数
7の(1)ア、オ 原本1部
7の(1)イ～エ 4部（うち原本1部）
- (4) 提出方法
持参又は郵便により提出（郵便により提出する場合は、配達を証明することができる郵便とすること。）
- (5) 提出場所
3に同じ
- (6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (7) 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

- (1) 様式は自由とする。ただし、A4サイズ（縦横は問わない）とすること。
- (2) 企画提案書は1者につき1案に限る。
- (3) 記載内容
次にア～エに掲げる事項を含む内容とする。
 - ア 企画案

- ① 人材育成研修会の研修内容や講師等に関する提案（仕様書 6(1)関係）
- ② 県内商談会の開催方法や内容に関する提案（仕様書 6(2)関係）
- ③ 販売機会の提供に関する開催方法や内容に関する提案（仕様書 6(3)関係）
- ④ 産地交流会の開催方法や内容等に関する提案（仕様書 6(4)関係）
- ⑤ その他、当事業の目的を達成するために効果的な提案

イ 事業実施スケジュール

ウ 委託業務の遂行に係る実施体制

エ 類似業務の実績

9 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積については内訳を明記すること。
- (2) (1)の見積額（消費税含む）は、次に掲げる予算額の範囲内であること。
金額 5,500千円
※ 人材育成研修会に係る経費は1,452千円以上とし、人材育成研修会以外の経費については、4,048千円を超えないものとする。
- (3) 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

10 企画提案の審査方法

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が、8の(1)の見積額が8の(2)の予算額以内の提案を審査する。

企画審査委員会は、提出書類を用いて、別紙に定める「審査基準」に従って審査を行い、順位を定め、推薦委員会に報告し、契約者を決定する。

11 審査結果

企画審査委員会の審査結果は、全ての提案者に対して電子メール等により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

12 失格事項

- (1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提案書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

13 その他

(1) 契約

企画審査委員会から報告のあった企画提案書等の提案者が、業務遂行上、必要な実施体制を有しているか推薦委員会において審査した上で、県は提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提案書類の作成、提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。

イ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

ウ 提出された提出書類は返却しない。

エ 本業務の実施に当たっては、業務を統括する責任者に定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

オ 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

**令和7年度かごしま農山漁村発イノベーション推進事業
6次産業化事業者等スキルアップ支援業務委託
企画提案書 審査基準**

審査項目	審査の基準・視点	配点
基本情報	業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	5
業務内容	仕様書6(1)人材育成研修会の開催 研修内容は、6次産業化等に取り組むために必要な知識(マーケティング、商品ブランディング等)を習得できる内容や個別相談会や模擬商談会等の研修内容が提案に含まれているか。 また、研修内容にふさわしい講師が選定されているか。	20
	仕様書6(2)県内商談会の開催 成果目標の商談(マッチング)数20件が見込める提案内容となっているか。	10
	仕様書6(3)販売機会の提供 首都圏及び県内における試食販売やマルシェ等のイベント開催について、客数規模・客層等を十分に分析し、消費者の意見や反応を把握できる店舗等の選定がされているか。	15
	仕様書6(4)産地交流会の開催 交流会は、現地視察を含め、参加者間の交流が効果的に図られている提案となっているか。	15
実施計画	提案されたスケジュールは、現実的で円滑な業務実施が可能なものとなっており、業務の進捗に対し、柔軟に対応可能なものとなっているか。	10
	提案された実施体制は、研修会や商談会等の円滑な実施・報告に十分に対応可能な人員が確保されているか。 また、県内の農業者や加工事業者等との連絡調整がスムーズに行える体制になっているか。	10
実績	業務を円滑に遂行するために十分な実績を有しているか。	5
必要経費	必要な経費が適切に計上されているか。	5
追加提案	仕様書に示された以外に、独自の提案がされているか。	5
合計		100

(様式1)

令和 年 月 日

鹿児島県知事
塩田 康一 殿

住 所 :

法人等名 :

代表者名 :

令和7年度かごしま農山漁村発イノベーション推進事業
6次産業化事業者等スキルアップ支援業務委託企画提案競技に係る応募書

令和7年度かごしま農山漁村発イノベーション推進事業6次産業化事業者等スキルアップ支援業務委託企画提案競技について、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

関係書類

- 1 企画提案書 (任意様式)
- 2 費用見積書 (任意様式)
- 3 企業概要パンフレット等
- 4 誓約書及び役員名簿 (様式第2号)

(担当者)

部署名 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

質問書

令和7年度かごしま農山漁村発イノベーション推進事業
6次産業化事業者等スキルアップ支援業務委託

住 所 :

法人等名 :

担当者名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

1 質問の内容

【提出先】

鹿児島県農政部農政課

かごしまの食輸出・ブランド戦略室6次産業化支援係

担当：時村，池田

FAX：099-286-5587

E-mail：6jika@pref.kagoshima.lg.jp